

善通寺市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により
執行した財政援助団体への監査結果に関する報告及び意見に対し、市長
から措置を講じた旨の通知があったので同条第9項の規定に基づき公表
します。

平成25年12月5日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 林野忠弘

平成25年度財政援助団体監査（前期分）

財政援助団体監査指摘事項の取組について

個別的事項

【地区体育振興会指摘事項】

今回の監査において、一部地区体育振興会の平成25年度の収支予算額において、市交付金を超える繰越金が見られた。

については、財政援助団体として、交付金を目的にかなった事業に充当するなどして多額の繰越金をださないように留意されたい。

なお、所管部署にあっては、団体に対する指導等を講じられたい。

【検討結果】

交付金については体育振興会の目的にかなった事業に充当し、繰越金が極力発生しないようにし、指導を徹底する。